



写

伊勢崎市告示第182号

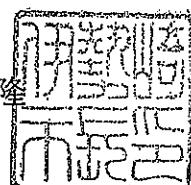
町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、  
本市内の町及び字の区域を別紙のとおり変更し、並びに字の区域を廃止したの  
で同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止の効力は、土地改良  
法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告  
があった日の翌日から生ずるものとする。

平成30年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆



町・大字	字	地番
境小此木	下蓮沼境	1から4まで、5の1、5の2、6から14まで、15の1、15の2、16から21まで、22の1、22の2、23の1、23の2、24の1、24の2、25の1、25の2、26、27の1、27の2、29から40まで、42の1、43の1、51、52、54、56から72まで
	伊勢久保	190の2、192の1、192の2、193の1、193の2、194の1、194の2、195から203まで、甲204、乙204、205から208まで、214、215、219から227まで、229の1、230の1、231、232の1、232の2、233、234、236の1、237の1、238の1、242から245まで、246の1から246の3まで、247の1、247の2、248から250まで、251の1、251の2、252から257まで、258の1、258の2、259から269まで、270の1、270の2、271の1、271の2、272の1、272の2、273の1、273の2、274から277まで、278の1、278の2、279の1、279の2、280、281の1、281の2、282の1から282の3まで、283、284の1、284の2、285から296まで、303の1、303の2、304の1から304の3まで、305から308まで、309の1から309の3まで、310の1から310の3まで、311の2、312、313の1、313の2、314の1、314の3から314の6まで、315、316、317の1から317の4まで、318の1から318の5まで、319の1から319の3まで、320、320の2、321の1から321の5まで、322の2、322の3、323の2、323の3、324の1、324の2、325
	間之道	330の1、331の1、331の4、331の5、331の9、331の10、332の2、332の4、332の5、333の2、333の3、334の2、334の3、335、339から346まで、347の1、348の1、349の2、362
	神明	383の1から383の3まで、384の1、385の1、385の2、386の1、387の1、388の1、388の2、389の1、389の2、390の1、390の2、391から396まで、397の1から397の3まで、甲398から丙398まで、399から405まで、406の1から406の4まで、444、445の1、445の2、446、451の3、452、454の1、455の1
	南塚越	499、500の1、502から506まで、甲508、乙508、509、510の1、510の2、511、512、513の1、513の2、甲514の1、乙514、514の2、515の1から515の3まで、523の2、523の3、524、525の2、525の5、525の6
	諏訪ノ木	725の1、726から731まで、732の1、733の1、739から743まで、744の1、746から748まで、甲749、750、751、753から760まで、甲761、乙761、762、763、764の1、764の2、766、767、768の1、769から774まで
	前久保	775から798まで、甲799、乙799、800の1から800の11まで、800の146、800の167、800の170から800の173まで、800の245から800の247まで
	立野下	1810の2、1811の5

町・大字	字	地番
境小此木	塚越	1816の1から1816の3まで、1817、1818の1、1818の2、1819、1820の1、1822の2、1824の1、1825の1、1825の2、1827、1828、1830から1835まで、1836の1、1838から1858まで、1859の1
	北川原	2038、2039の1、2040の1、2041、2042、2043の1、2044の1から2044の3まで、2056の1から2056の4まで、2057の1、2060の1、2061、2062の1から2062の4まで、2063の1から2063の4まで、2064の2、2064の3、2065の1、2065の2、2066、2067、2068の1、2072から2075まで、2076の1から2076の5まで、2077の1から2077の5まで、2078の1から2078の5まで、2079、2080、2081の1から2081の5まで、2082の2から2082の5まで、2083の1から2083の4まで、2084、2085の1、2085の2、2086の1、2086の2、2087から2089まで、2090の1、2090の2、2091の1、2091の2、2092から2098まで、2099の1、2099の2、2100の1、2100の2、2101から2109まで、2110の1から2110の5まで、2111、2112の1から2112の4まで、2113の1、2113の2
	天神河原	2114の1から2114の4まで、2115の1、2117の1、2118の1、2120の1、2121の1、2126の1、2127、2128の1、2132の1、2133から2136まで、2137の1、2137の6、2139の1、2140から2144まで、2145の1、2146の1、2147の1、2148、2149、2150の1、2154、2155の1、2155の2、2156、2157、2158の1、2158の2、2159、2160の1から2160の5まで、2161、2162の1、2162の2、2163の1、2163の2、2164、2165、2168から2212まで、2213の1、2213の2、2214、2215、2216の1、2216の2、2217から2219まで
国領町	東	670の2の一部、675の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）の字を廃止する。

町・大字	字	地番
境下武士	川向	604、605、612、613の1、614の1から614の3まで、615、616の1から616の3まで、617から624まで、625の1、625の2、639から641まで、642の1、642の2、643の1、643の2、644の1、644の2、645、2306、2307
下蓮町	稻荷	194
国領町	東	670の2の一部、675の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を境小此木に変更し、同区域の字を廃止する。